

## 令和6年度第4回山形地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和6年9月9日（月）午前10時00分～午前10時45分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員14名

公益 押野委員、コーエンズ委員、丸山委員、本間委員、村山委員  
労働者側 石川委員、遠藤委員、大類委員、柿崎委員、西部委員  
使用者側 江袋委員、太田委員、大沼委員、丹委員  
【欠席】 使用者側・木村委員  
（事務局） 小林山形労働局長、松岡労働基準部長、門脇賃金室長、  
那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

- （1）山形県最低賃金の改正決定に係る異議の取扱いについて（諮問・答申）
- （2）山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について（答申）
- （3）山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
- （4）その他

5 議事経過

○村山会長

ただ今から、第4回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

はじめに、事務局から本日の出席者の状況及び審議の前に報告することがありましたらお願いします。

○事務局：門脇

本日は、使用者側の木村委員が欠席されておりますが、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員4名、計14名の出席がございますので、最低賃金審議会令第5条第2項で規定する定足数を満たし、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日の審議会は公開での開催でございます。傍聴の方と報道機関の取材記者の方が入っております。カメラ撮影については冒頭の部分と答申文・諮問文の受渡しの場면을許可しております。

○村山会長

それでは、議事に先立って、全国の地域別最低賃金の答申状況、及び答申別紙1の6「効力発生の日」の訂正について事務局から報告してください。

○事務局：門脇

全国の答申状況です。厚生労働省のプレスリリースを配付しております。こちらをご覧ください。表面に答申概要、裏面に全国の答申額を掲載しております。

答申における全国加重平均は1,055円、昨年度の1,004円から51円の引上げとなりました。1,000円超えは、昨年までの8都府県に北海道、茨城、栃木、岐阜、静岡、三重、滋賀、

広島等の8道県が加わり16都道府県となりました。

答申のポイントとして、今年も目安を上積みしたところが多く、最大は目安に34円を上積みし84円引上げた徳島を筆頭に27県で目安を上積みした答申となっています。

全国加重平均額51円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降の最高額となっており、最高額、東京1,163円に対する最低額、秋田951円の比率は昨年度の80.2%から81.8%と10年連続で改善しております。

山形の答申額955円と同額は隣の福島のみで、47都道府県中36番目の金額となっております。

続きまして、答申文の一部訂正についてです。答申文別紙1の項目は、今回、異議意見を求める公示内容となっておりますが、項目6の「効力発生の日」について、令和6年10月19日と日付を特定して付記すべきところ、「法定どおり」と記載しておりました。公示文、プレスリリース等には日付を明記しており、対外的な誤りはありませんが、答申文内容を訂正するにあたり委員の皆様のご了解をいただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

最後に、机上配付させていただいた「最低賃金引上げの支援策」というリーフレットをご紹介します。こちらは厚生労働省が行う賃金引上げに係る支援策の周知用として作成されたものになりますが、この中のキャリアアップ助成金は、非正規労働者に限りませんが、設備投資が不要であり、いわゆる直接的な支援となります。当局職業対策課が担当しておりますので、詳細についてはお問い合わせいただければと思います。以上です。

#### ○村山会長

ただ今の事務局の報告について、何かご質問等はございますか。

次に、答申別紙1の6「効力発生の日」に日付を明記したものに訂正することについてはよろしいですか。（「異議なし」の声。）

それでは、議事の（1）山形県最低賃金の改正決定に関する異議の取扱いについて、に入ります。はじめに、8月21日の当審議会の答申に関する異議の申出について、事務局から報告してください。

#### ○事務局：門脇

答申をいただいた後、その要旨を公示いたしましたところ、8月23日に新庄最上ローカルユニオン執行委員長から、9月3日に山形県2024年国民春闘共闘委員会代表幹事、山形県医療労働組合連合会執行委員長、山形県労働組合総連合議長の連名で異議の申出がございました。

資料の1ページから異議申出書の写しを付けております。なお、本日の審議に資するため、委員の皆様には事前にお示したところでございます。

#### ○村山会長

それでは、8月21日の当審議会の答申に関する異議の申出がありましたので、山形労働局長から異議の取扱いに関する諮問を受けることとします。

報道機関の皆様には、諮問文の受渡しの場面の撮影を許可いたします。

#### ○小林労働局長

山形地方最低賃金審議会会長村山永殿、山形労働局長小林学。

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問。最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴会の意見を求めます。

○村山会長

報道機関の皆様、カメラ撮りはここまでとします。ご着席ください。

これより審議に移ります。異議申出の内容について、事務局から説明してください。

○事務局：門脇

先ほど、ご報告しましたとおり、この度、2件の異議申出書の提出がありました。まず、1ページをご覧ください。新庄最上ローカルユニオンの異議内容、理由について読み上げさせていただきます。

1 異議の内容 (1) 1時間 955 円の賃金額を少なくとも 1500 円とすること。(2) 首都圏などとの賃金格差を解消すること。

2 異議の理由 (1) 最低賃金そのもので生活している私たち組合員の生活実態を反映した金額となっていません。今回改定される最低賃金でも年 200 万円にはほど遠い金額です。多くの労働者の賃金は最低賃金を目安にするにしても、その金額よりも高いように見受けられます。しかし、私たちの組合員は最低賃金そのもので生活をしています。それを考えれば「180 万円程度」の年収で生活ができるのか？公益委員の方にも使用者側委員の方にも再検討をお願いいたします。(2) 居住する地域によって生活水準が異なることは「憲法上も許されない」と考えています。また、地方自治体の財政・政策を制限するものであり、人口の過疎と集中の矛盾を拡大するものに他なりません。

3 その他として付帯決議に支持を表明いただいております。

続きまして、2ページをご覧ください。こちらは山形県 2024 年国民春闘共闘委員会、山形県医療労働組合連合会、山形県労働組合総連合の連名の申出書となります。異議申出の趣旨、理由について読み上げさせていただきます。

1 異議申出の趣旨。山形地方最低賃金額を時間額 1,500 円としてください。または、時間額 1,000 円としたうえで、早急に 1,500 円に引上げるための計画を示してください。

2 異議申出の理由。(1) 時間額 1,500 円等の根拠。私たちは、静岡県立大学の中澤秀一准教授とともに取り組んだ最低生計費試算調査の結果をふまえ、時間額 1,500 円を最低限必要な生計費として主張してきました。2016 年の調査では、例えば、夫婦ともに低賃金の非正規雇用労働者であったとしても、夫婦ともに時給 1,500 円で年間 1,800 時間働いた場合には、夫婦の合計年収が 540 万円で、子どもを 2 人産み育て始めることがある程度可能な金額になります。子どもの発達に不可欠とされる、親が子どもに関わる時間もある程度確保することが可能です。子どもの生育に伴い必要となる教育費は他の社会保障制度等で補わざるを得ないものであり、2016 年より後の物価高騰は考慮していない点からも、当面最低限の水準として要求する金額です。8 月 21 日の山形地方最低賃金審議会による答申額は、この時間額 1,500 円の 3 分の 2 に満たないものです。仮に時間額 1,500 円を早急に実現すべき目標額と認めつつ今回は先送りするにしても、同審議会労側主張額であり、私たちが取り組んだアンケートの近年の回答で最多でもあった「時間額 1,000 円」が譲れない金額です。(2) 医療・介護労働者の賃上げ・地域間格差解消の必要性。医療・介護労働者は国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護供給体制を維持するために奮闘しています。しかしその賃金は、各々の医療機関や介護施設によって決められるため、自ずと所定内賃金が地域の最低賃金額に連動する水準となり、そのことが地域間での格差を生み出しています。特に介護分野では、山形県内の介護福祉士は平均年収 276 万円・時給 1,099 円と、東京都の同 362 万円・1,414 円、全国平均の 338 万円・1,115 円との比較でも低額なのは明らかです。看護師についても同様に地域間格差が依然大きく、こうし

た事が地方から都市部への人材流出の要因のひとつとなっています。これら格差の是正を行わなければ医療・介護労働者の人手不足・地域間偏在は解決できないと考えます。賃金の地域間格差の根底にあるのが地方最低賃金の地域間格差であり、その解消が急がれます。

3その他として、賃上げに伴う支援策の要望書も頂戴しております。以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○村山会長

それでは、異議申出について、各委員からご意見を伺います。初めに労働者側委員からお願いします。

○労働者側：石川委員

私共も労働組合ですので異議の内容について賛同できる部分もございます。答申された最低賃金は異議にある内容も含め、専門部会において6回に渡り公労使三者において慎重に議論を重ねて導き出した金額となります。

長引く物価高騰により労働者とその家族の暮らしは苦しくなる一方ですが、企業物価指数も高止まりを続けており、更に深刻な人手不足により厳しい経営を強いられている中小企業が県内にあるのも事実です。そのような中で昨年を大幅に上回り、時給方式になった2002年度以降最高額の55円引上げ955円が答申されました。東北管内では宮城県に次ぐ、福島県と同額となっており、中央との格差は5円縮小しております。解消とはいかないものの、額差は改善となっております。県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境が整っていない現状で一気に1,500円への引上げは現実味がないのではないかと考えます。

そういったことを踏まえ、賃上げの環境整備について公労使共通認識のもと政府への要望を付記させていただいております。以上のことから、十分審議が尽くされているのではないのでしょうか。次年度以降も諸事情を踏まえながら大幅引上げの努力を続けることを申し添え、今回の申出については却下が妥当であると考えます。以上です。

○村山会長

続いて、使用者側委員お願いします。

○使用者側：丹委員

使用者側は決定に納得はしていませんが、審議会として議論を尽くしルールに則って決定されたものであります。答申を更に上回る引上げは県内の中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用維持の観点から賛同しかねます。よって再審議の必要はないものと考えます。

○村山会長

他に意見のある委員はいらっしゃいますか。公益委員もございませんか。では、私から会長の立場を離れて一委員として意見を述べさせていただきます。

時間額1,500円という申出がございしますが、いきなり現行額から1,500円というのは67%、600円の増額となり変化が激しすぎます。もし仮にこのような数字を出すことになれば、それに伴う様々な副作用が生じる恐れが高いものと考えます。激変を避けつつ着実に上昇させていくのが望ましいと考えております。それから地域間格差解消ということが言われています。地域間格差現在大きな差があって、この差が妥当なものであるかということについては、我々も疑問を持っております。それ故金額差を縮める方向での答申となっていることについてご理解いただきたいと思ひますし、近年時間額の低い県において上昇幅が大きくなってい

ることについてはそういった問題意識が各県においても共通のものとなっていると理解できるものと思われます。最終的に全国一律にすることが妥当なのかどうなのかという点については様々な意見があるかと思いますが、都道府県間に相応の経済格差があるのは事実でありまして、これを一切無視して全国一律とするのはどうなのかというのは率直に言って疑問を持っているところでもあります。

それから1,500円に引上げるための計画を示してほしいという要望ではありますが、現行の最低賃金の決定方式は各都道府県の最低賃金審議会において毎年、その年の最低賃金額について調査審議し答申する形を採っております。1,500円に引上げるための計画となりますと、この先来年、再来年あるいは先の審議会の審議を拘束しかねないような計画になりかねません。今年度の審議会が今年度以降の審議会を拘束するような決定をするのは不相当であると考えております。将来的な部分について今年度において踏み込むというのはすべきではないし、そのような権限もないものと考えております。将来に渡っての最低賃金政策というのは優れて政策的な問題でありまして、基本的に政治責任を負っている国会ないし内閣において議論されるべき事柄であろうと考えるところでもあります。以上です。

他にご意見のある委員はいらっしゃいますか。では、意見がないようですので8月21日の答申については、労働者側委員、使用者側委員、公益委員それぞれの意見を踏まえて、十分に審議した上で出した結論でありますし、この度の異議申出の内容についても調査・議論を尽くしたと判断いたしますので、本審議会の答申どおり決定することが適当であると考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。異議はございませんでしょうか。（「異議なし」の声。）全員異議がないものと認めます。それでは、全会一致で本審議会の答申どおりとすることを決定いたしましたので、その旨、山形労働局長に答申することといたします。

答申文案作成のため若干時間を取りますが、事務局5分程度でよろしいでしょうか。

○事務局：門脇  
結構です。

○村山会長  
それでは、答申文案ができるまで5分程度休憩いたします。

（ 休 憩 ）

それでは、審議を再開いたします。答申文案の内容確認のため、事務局のほうで読み上げてください。

○事務局：門脇  
標題以下について読み上げます。

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）。令和6年9月9日貴職から、8月21日付け山形県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する別紙の申出者からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。記。令和6年8月21日付け答申どおり決定することが適当である。

○村山会長  
ただ今、読み上げられた答申文案について、委員の皆様から異議はありませんか。（「異議なし」の声。）

では、この内容で山形労働局長に答申することといたします。報道機関の皆様、答申文の受渡しの際の場面の撮影を許可いたします。

答申します。

○小林労働局長

早速のご審議により結論をいただきまして、誠にありがとうございました。

○村山会長

報道機関の皆様、撮影を終了してご着席ください。今後の事務手続の流れについて、事務局から説明してください。

○事務局：門脇

ただ今、異議申出についての答申をいただきましたので、直ちに官報公示の手続を進めることといたします。9月19日付けの官報に登載され、10月19日効力発生となる見通しでございます。

○村山会長

ただ今の事務局の説明について、何かご質問等がありますか。

それでは、ここから議事の(2)山形県特定最低賃金の改正決定の必要性についての審議に入ります。前回の審議におきまして、労働者側からご意見をいただいたところでありますが、何か付け加えることがあればお願いいたします。

○労働者側：石川委員

深刻な人手不足の中、公正競争の担保の必要性や産業構造の変化、人口流出に伴う産業界の人材確保などを鑑みれば特定最低賃金の意義や必要性はこれまで以上に高まっているのではないかと思います。その重要性を再認識し当該産業の労使のイニシアティブ発揮に向け真摯な議論をしていきたいと考えております。

○村山会長

続きまして、使用者側からご意見をお願いいたします。

○使用者側：丹委員

基本的に、三重、四重の最低賃金があるというのはおかしいと思いますが、労使が積み重ねてきたこれまでの歴史、関係等々を踏まえまして審議に応じます。

○村山会長

他の委員の皆様、ご意見ございますか。

必要性に関する答申につきましては、全会一致が原則という運用がなされているところであります。只今のご意見、使用者側も必要性に関する答申に異議はないという趣旨で承りました。念のため確認いたしますが、必要性有りとする答申をすることについてご異議はございませんか。(「異議なし」の声。)異議なしと認めます。

それでは、諮問を受けました四件の特定最低賃金改正の必要性については、全会一致で必要性有りということをご答申したいと思っております。答申文案作成のため一旦休憩としますが、5分程度でよろしいでしょうか。

○事務局：門脇  
結構です。

○村山会長  
それでは、答申文案ができるまで5分間程度休憩いたします。

( 休 憩 )

それでは、審議を再開いたします。答申文案の内容確認のため、事務局のほうで読み上げてください。

○事務局：門脇  
4業種とも標題以下読み上げます。

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和6年8月21日付け山形労発基0821第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和6年8月21日付け山形労発基0821第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和6年8月21日付け山形労発基0821第3号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和6年8月21日付け山形労発基0821第4号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車整備業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車整備業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

○村山会長  
答申文案の内容について、委員の皆様から何かご意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この内容で山形労働局長に答申することといたします。報道機関の皆様、答申文の受渡しの際の場面の撮影を許可いたします。

答申します。

○小林労働局長

ありがとうございます。

○村山会長

報道機関の皆様は撮影を終了してご着席ください。

それでは、ここで山形労働局長からご挨拶をいただきます。

○小林労働局長

ただ今、四件の山形県特定最低賃金の改正につきまして、必要性有りとの答申をいただき、誠にありがとうございました。

ただ今の四件の山形県特定最低賃金について、一括して金額改正の諮問をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○村山会長

それでは、引き続き、山形労働局長から山形県特定最低賃金の改正決定について諮問を受けることとします。

報道機関の皆様には、諮問文受渡しの際の場面の撮影を許可します。事務局は諮問文の写しを配付してください。

○小林労働局長

山形地方最低賃金審議会会長村山永殿、山形労働局長小林学。

最低賃金の改正決定について諮問。最低賃金法第 15 条第 2 項の規定に基づき、山形県特定最低賃金四件の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

○村山会長

報道機関の皆様は、撮影を終了してご着席ください。

ただ今、四件の特定最低賃金の金額改正について諮問を受けましたので、最低賃金法第 25 条第 2 項により、専門部会を設置することとなります。専門部会の委員の任命について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

山形労働局長から特定最低賃金の改正決定について諮問がなされたので、最低賃金法第 25 条第 2 項及び当審議会運営規程第 4 条の規定に基づきまして、四つの業種ごとに専門部会を設置することとなります。つきましては、専門部会委員の推薦を募り、推薦のあった方の中から労使各 3 名の委員を任命いたします。公益委員については本審議会委員の中から 3 名を任命いたします。

○村山会長

専門部会に関するただ今の説明についてご質問はございますか。次に、特定最低賃金の改正の効力発生日についてであります。これまで確認してきましたとおり、本年の 12 月 25



日としてよろしいでしょうか。皆様ご異議ありませんでしょうか。（「異議なし」の声。）

ご異議がないようですので、発効日を12月25日と設定いたします。後ほど事務局から説明がありますが、官報公示手続等のため、労働局長に対する答申の期限が10月25日となります。各産業別の審議日程については、第1回合同専門部会で正式に決定することになりますが、労使各側委員及び推薦された業界からの代表委員には、大変タイトな日程での審議をお願いすることとなりますが、特段のご配慮をいただきまして、ご審議をよろしく願います。日程について事務局から説明してください。

#### ○事務局：門脇

審議日程について申し上げます。まず、最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、関係労使からの意見聴取に関する公示を本日から9月30日まで行いまして意見を募ります。次に、特定最低賃金専門部会の開催日程についてですが、第1回専門部会については、例年どおり四つの部会合同で開催したいと考えておりまして、9月25日（水）開催予定です。

なお、答申をいただく本審議会についてですが、先ほど村山会長からございましたように、発効日との関係で開催日程が限られてきますので、あらかじめ委員の皆様のご都合を確認させていただきました。調整しました結果、10月24日（木）午前10時30分からの開催をご提案申し上げます。

#### ○村山会長

それでは、次回の本審議会を10月24日（木）10時30分から開催することを確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

続いて、合同専門部会と次回の本審議会についてですが、共に公開で行いたいと考えておりますが、この件についてご意見はございませんでしょうか。ご意見がないようですので、9月25日に開催予定の合同専門部会及び10月24日に開催予定の第5回本審議会は、いずれも公開で行うこととしたいと思っております。予定していた議事はここまでですが、ほかに何かご発言はございませんか。なければ、本日の審議会はこれで終了といたします。ありがとうございました。